三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字須原一六九七の一一（次の図に示す部分に限る。）、一六九七の一三、一六九七の六三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合一〇四六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字和合一〇四六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町坪野田四五七、四五八、五二〇、五二二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町仲洞四五一一の四、四五二五の一、四五二五の二、四五二七、四六七三、四六八七、四六八八、四六九一、五一五二の二、太郎川三七七四の五、三八一五の一、三八一五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市香北町川ノ内字セエガナロ一一〇、一一一、一一三、字城首一九二の一から一九二の三まで、字橋ケ谷二一一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町坂本字上マツガサコ三〇八、字マツカサコ一四四五、一四四六、字マツガサコ一五九〇の一、一五九六、一五九八、字ミヤノヲク一六〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上マツガサコ三〇八・字マツカサコ一四四五・一四四六・字マツガサコ一五九〇の一・一五九六・一五九八・字ミヤノヲク一六〇三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡佐川町古畑字モエモンガマ一八八八・一八八九合併二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）